平成２３年（フ）第３５号
高知県室戸市浮津一番町88番地１
債務者　宇賀ゆき好
１　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
高知県安芸郡芸西村西分甲3269番地１
債務者　小島　正導
１　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
高知県室戸市佐喜浜町1110番地１
債務者　泉本　百合
１　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
福岡県八女市馬場74番地１　寿荘６号
債務者　田中美智夏
１　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第２１４号
宮崎市神宮東２丁目５番８号　第２坂田コーポ301号
債務者　松木キヨミ
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２６号
宮崎県日南市吾田東３丁目２番14―101号、住民票上の住所宮崎県日南市吾田西３丁目２番40―302号
債務者　安藤　香菜（旧姓竹内）
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
宮崎県串間市大字市木1689番地ロ
債務者　有江　秋男
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
宮崎県日南市星倉３丁目６番地５、前住所神奈川県横浜市鶴見区下末吉４丁目20番８号メゾン三ツ池道202
債務者　日髙　正頼
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
宮崎県延岡市浜町5317番地
債務者　甲斐　利春
１　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１０９号
宮崎県延岡市浜町5317番地
債務者　甲斐百合香
１　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１１２号
宮崎県延岡市浜町278番地３
債務者　分園　義和
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１１３号
宮崎県東臼杵郡美郷町北郷区宇納間6453番地乙
債務者　眞田　隆由
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２１５号
沖縄県那覇市田原３丁目２番地１小禄市営住宅１―410
債務者　田仲美也子
１　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第７３号
石川県加賀市田尻町浜山３番地の16
債務者　長井　清美
１　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１３４号
山梨県笛吹市石和町小石和字神明781番地３、住民票上の住所長野県飯山市大字飯山11492番地181
債務者　村上　利子
１　決定年月日時　平成23年６月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６１号
長野県上田市諏訪形502番地１、前住所長野県上田市中之条２番地35
債務者　前田　和利
１　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第７５号
長野県千曲市大字千本柳284番地12
債務者　竹内　克実
１　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第２１４号
兵庫県宝塚市安倉北３丁目５番30―621号
債務者　松本　綾子
１　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部